

江東区立幼稚園・小中学校

医療的ケア実施ガイドライン

令和8年3月
江東区教育委員会

江東区立幼稚園・小中学校 医療的ケア実施ガイドライン

1. 趣旨

このガイドラインは、江東区立の幼稚園・小中学校（義務教育学校を含む。以下「学校等」という。）に在籍する、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医行為（以下これらを「医療的ケア」という。）を、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に受けることが不可欠である園児・児童・生徒（以下これらを「医療的ケア児」という。）に対して行う総合的な基準を示すとともに、実施上の配慮事項、適切な施設内支援体制等について示すものとする。

各学校等においては、このガイドラインを踏まえ、主治医の指導のもと看護師と教員等の相互連携により、在籍する医療的ケア児の安全が保障され、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うための学校生活を送ることができるよう、施設内実施体制の整備を図るものとする。

2. 対象児童等

学校等に在籍する医療的ケア児のうち、以下の要件を全て満たす児童等とする。

- (1) 必要な医療的ケアが、主治医による書面での指示により、医師不在の学校等において、看護師が安全に実施できる範囲内であること。
- (2) 学校・園での生活と同様の時間帯で、日常的に保護者が行っている医療的ケアが確立し、安定した医療的ケアが行われていること。
- (3) 医療的ケアの自己管理（自己導尿、自己注射など）が困難な場合で、教育委員会が看護師による支援が必要であると認めていること。
- (4) 医療的ケア実施に伴い、緊急時含め家族や主治医等との連携・協力が得られること。

3. 医療的ケア実施者

江東区教育委員会が任用する江東区特別支援教育看護師（会計年度任用職員）又は江東区教育委員会が委託する事業者から派遣される看護師が行う。

4. 医療的ケアの範囲

喀痰吸引、経管栄養、導尿、血糖値測定及びその後の処置、その他教育委員会が必要と認める医行為のうち、実施決定通知書において、実施する医療的ケアの内容として記載されたもの。

5. 対応の方針

医療的ケア実施にあたっては、以下の方法で対応することを前提とする。

- (1) 医療的ケアの実施にあたっては、校長又は園長が教育委員会に対し看護師の配置申請を行い、教育委員会は、学校等における医療的ケア児に対する支援の体制整備の一助として看護師を配置する。
- (2) 学校等における医療的ケアは、医師が常駐する医療機関等において治療上の目的から医行為を実施するものとは異なる。
- (3) 医療的ケア児に対して適切な支援を行うために必要な情報（当日の支援内容、学校での様子、保護者からの引継ぎ事項など）は、保護者、学校等、看護師間で共有・交換を行う。
- (4) 身体の機能や知的機能に障害がない又は軽度の場合で、医療的ケアの自立が見込まれる場合、看護師は主治医の助言等に基づき、自己管理のための手技の習得を目標とした支援を行う。

6. 医師（主治医）の指示について

看護師が医療的ケアを行うための医師（主治医）の指示は、主治医が作成する医療的ケア指示書（原本）によるものとし、医療的ケア指示書において以下の要件を全て満たす場合、医師の指示が成立することとする。

- (1) 対応可能な患者の範囲が明確に記されていること。
- (2) 対応可能な病態の変化が明確に記されていること。
- (3) 対応する看護師が理解し得る程度の指示内容（判断基準、処置の方法、薬剤の投与量等）が記されていること。
- (4) 対応可能な範囲を逸脱した場合（緊急時）の対応について記されていること。
- (5) 指示の有効期間が日単位で記されており、対応する日が有効期間内であること。

また、医療的ケア指示書は、医師不在の学校等において看護師が医行為を行う上で、厳密な真正性が求められるべきものであることから、主治医が作成したことが担保されていなければならず、本書に添付する資料や元の指示書に加筆修正する形で指示内容が変更されたものを含め、主治医の署名又は記名・押印（私印・認印）が確認できるものとする。

なお、一般的に本人や家族の者が医行為を行う場合は違法性が阻却されることがあるとされているが、医事法制上、医行為について、自身の判断により実施することができるのは医師に限定されていることから、当該医療的ケアの実施内容は医療的ケア指示書に明記されたものでなければならない。

[例] インスリンの投与量について、本人や家族の者がインスリン注射を行う場合、摂取する糖質のほか、当日の体調や活動状況などの主観的な情報を踏まえて決定されることがあるが、看護師が対応する場合は、医療的ケア指示書に記載の投与量によりインスリン注射を行う。

7. 看護師配置までの手続

- (1) 校長又は園長は、保護者と面談等を行い、医療的ケア児の状況や保護者のニーズを把握した上で医療的ケア実施に向けて検討が必要であると判断した場合、保護者に①医療的ケア指示書（主治医作成）と②同意書の提出を依頼する。
- (2) 保護者は、①医療的ケア指示書を手配し、②同意書と併せて校長又は園長に提出する。同時に、校長又は園長は同書類の写しを教育委員会に送付する。
- (3) 教育委員会は、主治医の指示内容について a 医師不在の学校等において看護師が安全に実施できるか b 医療的ケア児自身で対応できないか という視点で精査し、看護師による支援の必要性が認められる場合、その旨を校長又は園長に実施開始可能日とともに知らせる。（看護師による支援が不相当であると判断した場合、指示内容の見直しや教職員等による対応の検討を依頼する。）
- (4) 校長又は園長は、③看護師配置申請書を作成し、教育委員会に提出する。
- (5) 校長又は園長は、医療的ケア実施にあたっての、保護者と教育委員会との三者面談等を実施し、医療的ケアの実施内容及び実施手順の確認、緊急時対応についての確認、実施開始日等の調整を行う。
- (6) 教育委員会は、校長又は園長に対し、医療的ケアの実施決定通知書を送付する。
- (7) 校長又は園長は保護者に対し、④実施決定確認書の提出を依頼する。
- (8) 保護者は、④実施決定確認書を作成し、実施開始前日までに校長又は園長に提出する。
- (9) 校長又は園長は、実施決定確認書、実施通知書、看護師配置申請書（写し）、医療的ケア指示書、同意書を、当該幼児・児童・生徒の特別支援教育に関連する書類等とまとめて保管しておく。

※ ①②④は保護者が作成（手配）、③は校長又は園長が作成する。

8. 看護師配置更新の手続

- (1) 校長又は園長は、看護師の配置期間が終了する3か月前までに、保護者と面談等を行い、医療的ケアの自立に向けた手技習得状況等を踏まえ、配

置期間終了後の支援について協議を行い、引き続き医療的ケア実施が必要であると判断した場合、保護者に①医療的ケア指示書（主治医作成）の提出を依頼し、教育委員会に更新の意向を知らせる。

- (2) 保護者は、①医療的ケア指示書を手配し、配置期間終了（更新）の2か月前までに校長又は園長に提出する。同時に、校長又は園長は同指示書の写しを教育委員会に送付する。
 - (3) 教育委員会は、校長又は園長や主治医など関係者に意見を聴取した上で、看護師により支援を継続させる必要性が認められる場合、その旨を校長又は園長に知らせる。（看護師による支援が不相当であると判断した場合、指示内容の見直しや教職員等による対応の検討を依頼する。）
- 以下、「7. 看護師配置までの手続」(4)～(9)と同様。

9. 医療的ケア内容変更の手続

- (1) (主治医の指示内容に変更がある場合) 保護者は、①医療的ケア指示書を手配し、校長又は園長に提出する。同時に、校長又は園長は同指示書の写しを教育委員会に送付する。
- (2) (主治医の指示内容に変更がある場合) 教育委員会は、主治医の指示内容について精査し、変更が認められる場合、その旨を校長又は園長に変更可能日とともに知らせる。（変更が困難な場合、指示内容の見直しや教職員等による対応の検討を依頼する。）
- (3) 校長又は園長は、②看護師配置申請書を作成し、教育委員会に提出する。
- (4) 教育委員会は、校長又は園長に対し、医療的ケアの実施決定通知書を送付する。
- (5) 校長又は園長は保護者に対し、③実施決定確認書の提出を依頼する。
- (6) 保護者は、③実施決定確認書を作成し、変更日の前日までに校長又は園長に提出する。
- (7) 校長又は園長は、実施決定確認書、実施通知書、看護師配置申請書（写し）、医療的ケア指示書を、当該幼児・児童・生徒の特別支援教育に関連する書類等とまとめて保管しておく。

※ ①③は保護者が作成（手配）、②は校長又は園長が作成する。

10. 看護師の配置期間及び時間

医療的ケア実施にあたる看護師の配置期間及び時間は、4月1日から翌年3月31日までの間で、当該医療的ケア児の実態や自己管理に向けた手技の習得状況等を踏まえ教育委員会が決定する。また、配置期間及び時間は、実施決定通知書により校長又は園長に通知する。

1 1. 学校等における実施体制の在り方

(1) 実施要領の策定

各学校等は、教育委員会のガイドライン等を踏まえ、以下のような安全確保のための措置を講じ、これらを実施要領として策定すること。

- ①教職員と看護師との役割分担や連携の在り方
- ②医療的ケアの実施にかかる計画書や報告書の作成
- ③危機管理への対応を含む医療的ケア実施手順の作成
- ④緊急時への対応
- ⑤ヒヤリ・ハット事例の共有
- ⑥近隣の関係機関（福祉・医療等）との連絡体制の整備等

(2) 医療的ケア安全委員会の設置

看護師が医療的ケアを実施するためには、医療的ケア児との関係性が構築されている教職員と連携しながら、組織的に行う必要がある。そのため、校長又は園長の管理責任の下、関係する教諭・養護教諭、看護師、学校医等が連携し、対応を検討できる体制を構築するよう、医療的ケア安全委員会を設置すること。なお、既存に類似の体制がある場合にはそれを活用するなど、効率的な運営に努めること。

設置や運営、個々の医療的ケアの実施に当たっては、主治医のほか、教育委員会の委嘱した学校医等・医療的ケア指導医に指導や助言を求めること。なお、緊急時に備え、携帯電話やタブレット端末等を活用した連絡体制を構築することが望ましい。

(3) 事故等の対応

医療的ケアに関する事故が発生した際の対応については、「学校事故対応に関する指針（平成 28 年 3 月 31 日 27 文科初第 1785 号初等中等教育局長通知）」を踏まえ、応急手当や迅速な救急車の要請、保護者への対応、施設設置者への報告等を適切に行うこと。

(4) 専門性に基づくチーム体制の構築

- ①教職員と看護師、主治医、教育委員会が委嘱した学校医等・医療的ケア指導医の連携を図るため、教職員の中から施設内の連絡・調整や外部の関係機関との連絡・調整に当たる担当者をあらかじめ決めておくことも重要である。
- ②学校等は、保護者への説明会や個別の面談の機会を捉え、看護師が学校等の一員として、医療的ケアの実施に重要な役割を果たしていることや、担っている責任、学校等側の体制等について保護者の理解を得るよう努めるとともに、医療的ケアに関する保護者の意向等を確認するなど、相互にコミュニケーションを図ることが重要である。その際、

学校等はこのような内容について、主治医等の理解が進むよう、連携すること。

- ③病院と異なり、医師が近くにいない中で、看護師がより安心して医療的ケアを実施するためには、学校医等や医療的ケア指導医、主治医や医療的ケア児が通常利用している病院や訪問看護ステーション等の看護師等と直接意見交換や相談を行うことができる体制を構築することが重要であること。
 - ④看護師も児童等の教育を共に担っていくチームの一員であることから、看護師と校長又は園長や、関係する教諭・養護教諭などとの間で情報共有やコミュニケーションを図るとともに、校長又は園長等との個別の面談の機会などを設けることも重要であること。
- (5) 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）の策定
- ①各学校において、医療的ケア児について学校生活支援シートを作成する際は、当該医療的ケア児又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該医療的ケア児の支援に関する必要な情報の共有を図ること。
 - ②「関係機関等」には、医療的ケア児が通常使用している病院や訪問看護ステーション等が含まれることから、学校生活支援シートを作成する際に、主治医や看護師から情報を得たり、意見を交換したりすることが望ましいこと。その際、本人や保護者に対し、その趣旨や目的を十分に説明し、同意を得ることに留意すること。

1.2. 医療的ケア実施にあたっての役割分担

(1) 主治医の役割

- ①本人や学校の状況を踏まえた書面による指示（指示書の作成）
- ②緊急時に係る指導・助言
- ③個別の手技に関する看護師等への指導
- ④学校等への情報提供
- ⑤保護者への説明

(2) 学校医等・医療的ケア指導医の役割

- ①医療的ケアの実施要領や個別マニュアル等の確認
- ②個々の実施に当たり、緊急時含め必要に応じた指導・助言
- ③主治医との連携
- ④巡回指導
- ⑤緊急時に係る指導・助言

(3) 看護師の役割

- ①医療的ケア児に対するアセスメント、健康管理

- ②医療的ケア指示書に基づく医療的ケアの実施
- ③主治医・学校医・医療的ケア指導医等、医療関係者との連絡・報告
- ④医療的ケアの記録・管理及び教職員、保護者との情報共有
- ⑤養護教諭や担任との連携のもと、必要な医療機器・備品等の管理
- ⑥医療的ケア（医行為）実施手順の整理
- ⑦ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と予防対策
- ⑧医療的ケア実施途中に、緊急を要する事態が生じた場合の学校長等管理職への報告及び必要に応じた搬送の手配や付添

（４）校長・副校長等の役割

- ①学校における医療的ケアの実施要領の策定
- ②医療的ケア安全委員会の設置・運営
- ③各教職員の役割分担の明確化
- ④外部も含めた連携体制の構築・管理・運営
- ⑤本人・保護者への説明
- ⑥教育委員会への報告
- ⑦緊急時の体制整備
- ⑧看護師の勤務管理
- ⑨施設外関係者からの相談対応

（５）養護教諭の役割

- ①児童等の健康状態の把握
- ②医療的ケア実施に関わる環境整備
- ③主治医・学校医・医療的ケア指導医等、医療関係者との連絡・報告
- ④看護師と教職員との連携支援

（６）学級担任の役割

- ①医療的ケア児の健康状態の把握
- ②保護者、看護師及び必要に応じて主治医との情報共有
- ③医療的ケア児に異常が見られた場合の対応（保護者、管理職への連絡）
- ④医療的ケア児の「学校生活支援シート」等を策定し、関係する教員との医療的ケアに関する事項の情報共有

（７）全ての教職員の役割

- ①医療的ケア児と学校における医療的ケアの教育的意義の理解
- ②医療的ケアに必要な衛生環境理解
- ③看護師との情報共有
- ④ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と予防対策
- ⑤緊急時のマニュアルの作成への協力
- ⑥緊急時の対応

(8) 保護者の役割

- ①学校等における医療的ケアの実施体制への理解と、医療的ケア児の健康状態の学校への報告など、責任を分担することの理解
- ②学校等との連携・協力
- ③緊急時の連絡手段の確保及び緊急時の対応の協力
- ④定期的な医療機関への連絡（主治医からの適切な指示を仰ぐ）
- ⑤医療的ケアに必要な医療器具・消耗品等の準備、（学校等が用意するものを除く）使用後の物品は、家庭へ持ち帰る
- ⑥学校等と主治医との連携体制の構築への協力

(9) 教育委員会の役割

- ①安全で確実な医療的ケアが実施されるよう学校等と連携、指揮監督
- ②必要に応じた会議の開催、医療的ケア運営協議会の設置・運営
- ③ヒヤリ・ハット事例の蓄積及び分析
- ④医療的ケア実施についての体制等について、保護者や医療関係者等への周知
- ⑤看護師を配置している各学校等の支援実施状況の把握
- ⑥各校の状況を勘案し、看護師の配置の決定

1.3. 関係文書の管理・保管

学校等が管理保管する文書は、対象医療的ケア児ごとに保管することとし、保存期間は、看護師の配置が終了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間とする。なお、医療的ケアに関する書類全般とは、以下のものをいう。

- (1) 医療的ケア実施（看護師配置）にかかる申請書類一式
- (2) 実施要領
- (3) 医療的ケアの実施記録等
- (4) 緊急時の経過記録及び事故報告書
- (5) その他関係者との連絡のため、教員及び看護師が作成した文書

1.4. ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積及び分析

より安全で確実な医療的ケアを実施するために、各学校等は定期的にヒヤリ・ハット事例を報告し、教育委員会で集積・分析を行う。教育委員会は、集積した情報を各校に提供し共有する。各校等は、提供された情報を施設の関係職員と共有し、活用する。

1.5. 緊急時の対応と情報の共有

関係者は医療的ケアに関する事故が発生した場合、速やかに緊急時の対応を図る。その後速やかに、校長等は保護者及び教育委員会へ報告する。さらに事故の再発防止の観点から、経過記録をもとに、関係者間における情報共有を十分行う。

- (1) 当該医療的ケアに関して医療的ケア児に事故が発生した場合、各学校等の緊急対応マニュアルに沿って速やかに事態の改善に努めることとする。
なお、主治医による緊急の対応を取り得ない状況に備えて、各学校等は予め主治医と協議の上、近隣の医療機関から協力機関を定める等、緊急時対応の体制を整える。
- (2) 経過記録は、事実を経時的に記述するとともに、緊急事態が発生した際には、速やかに医療的ケア児に実施された医療的ケア及び本人の反応等を記述する。
- (3) 事故発生後、当該校の校長又は園長は、事故報告書を作成し速やかに教育委員会へ提出する。

《 担 当 》

江東区教育委員会事務局 学務課幼稚園係
東京都江東区東陽4-11-28
TEL 03-3647-9703

江東区教育委員会事務局 教育支援課特別支援教育係
東京都江東区東陽2-3-6 教育センター2F
TEL 03-3647-9175